

第 11 章	社会(歴史)	名前:	日 付	No.01
	江戸 2			

[問題 1]

次の各問いに答えよ。

- (1) 18 世紀初め、八代将軍になった()は新田開発を進め、年貢の率を引き上げるなどして、財政の立て直しをはかった。()にあてはまる人物の名を書け。
- (2) (1)の人物が行った政治改革を何というか。
- (3) (1)の人物が裁判の基準を示すためにつくった法令集を何というか。
- (4) (1)の人物が人々の意見を聞くために設けた投書箱を何というか。
- (5) 都市で、貧しい人々が米商人などをおそったできごとを何というか。

[解答欄]

(1) 徳川吉宗	(2) 享保の改革	(3) 公事方御定書	(4) 目安箱	(5) 打ちこわし
----------	-----------	------------	---------	-----------

[解説]

享保の改革：徳川吉宗 ・財政再建：新田開発，上げ米， 年貢の定率化 ・公事方御定書，目安箱
--

1716 年、**徳川吉宗**が八代将軍になったとき、幕府は、旗本・御家人に支給する米にも不足していた。

そこで、徳川吉宗は**享保の改革**とよばれる次のような改革を実施した。

- ・武士に質素・儉約をすすめた。
- ・**上げ米の制**を定め、参勤交代の負担を軽くすることを条件に、1 万石について百石の米を各大名に出させた。
- ・新田開発をすすめた。
- ・豊作・不作にかかわらず年貢の率を一定にし、年貢の率を五公五民に引き上げた。

このような改革によって、幕府の収入は増加し、財政はいったん立ち直った。

さらに、**公事方御定書**という法令集をつくらせて裁判の基準とした。民衆の意見を直接聞くために**目安箱**を設けた。なお、吉宗の時代に江戸で初めての**打ちこわし**がおこった。

[問題 2]

享保の改革における上げ米の制とはどのような制度であったか、説明しなさい。

[解答欄]

参勤交代を一時ゆるめるかわりに、幕府に米を献上させる制度。

[問題 3]

公事方御定書とはどのようなものか、簡単に説明しなさい。

[解答欄]

裁判の基準となる法令集

[問題 4]

次の文は、18 世紀ころの農村の変化を説明したものである。()に最も適する語句を、下の語群からそれぞれ選べ。

(①)経済の広がり、農村では、自給自足に近かった経済がくずれ始めた。農民は農具や肥料を購入し、加工業の原料になるものを栽培し始めた。こうして、手工業は各地の農村に広がっていった。最初は、商人が道具や材料を農家に貸し出して製品にする(②)であったが、のちにたくさんの労働者が分業によって製品をつくる(③)に変わっていった。

(①)経済に巻き込まれた農村では、(④)の差が大きくなり、貧しい農民の土地を手に入れて(⑤)となる者と、土地を失って(⑥)になる者があらわれた。このような中でも村の団結は強くなり、年貢の軽減や不正な代官の交代などを要求する(⑦)が起こるようになった。

(語群)[問屋制家内工業 工場制手工業 百姓一揆 小作人 貨幣 貧富 地主]

[解答欄]

①貨幣	②問屋制家内工業	③工場制手工業	④貧富
⑤地主	⑥小作人	⑦百姓一揆	

[解説]

18世紀, 商品作物の栽培(綿, 菜種, あい, 紅花)
 自給自足経済→貨幣経済が農村へ浸透
 →貧富の差が拡大(地主と小作人)
 問屋制家内工業→工場制手工業

18 世紀になると、木綿の原料となる綿、油の原料となる菜種、染料となる藍や紅花などの商品作物の栽培がさかんになった。

これらの商品作物の栽培には干鰯などの肥料を購入することが必要であったので、それまでの自給自足経済がくずれ貨幣経済が農村にも浸透した。

成功して他の農民の土地を手に入れて地主となる者がいるいっぽうで、土地を手放して小作人となる農民も多くなり、貧富の差が大きくなった。

また、このころ、手工業が各地の農村に広がっていった。最初は、商人が織機や材料を農家に貸し出し製品にする問屋制家内工業であったが、のちにたくさんの労働者が分業によって製品をつくる工場制手工業に変わっていった。

[問題 5]

次の文の()の中に適語を入れよ。

18 世紀後半になると幕府の財政はいきづまった。1772 年に老中になった(①)は商人の経済力を利用して財政を立て直す政策をとった。すなわち、商工業者が同業者どうしでつくった(②)に営業を独占させ、そのかわりに税を納めさせた。また、現在の千葉県の(③)の干拓、蝦夷地の開発、長崎貿易の振興をすすめた。しかし、一部の商人と結びついたので(④)が横行して政治が乱れた。1783 年、(⑤)のききんがおこり、農村では百姓一揆が、都市では打ちこわしがおこり、田沼は老中をやめさせられた。

[解答欄]

① 田沼意次	② 株仲間	③ 印旛沼	④ わいろ	⑤ 天明
--------	-------	-------	-------	------

[解説]

1772年 田沼意次が老中になる
 ・新田開発(印旛沼), 長崎貿易, 蝦夷地の開発
 ・株仲間を奨励, わいろが横行
 ↓
 天明のききん で百姓一揆と打ちこわし
 老中を罷免される

18 世紀後半になると幕府の財政はいきづまりの状態になった。1772 年に老中になった田沼意次は商人の経済力を利用することによって幕府の財政を立て直す政策をとった。

すなわち、①商工業者が株仲間を結ぶことを奨励して、これに特権を与えるかわりに税を取り立てた。

(株仲間を結んだ商人は営業を独占することで大きな利益をあげることができた)

②町人に出資させて印旛沼(千葉県)などの干拓を行い、新田を増やそうとした。

③長崎貿易で金銀を輸入するため、銅や海産物の輸出を奨励した。

④蝦夷地の開発をこころみた。しかし、一部の商人と結びつき、わいろが横行して政治が乱れた。

1783 年、天明のききんがおこり、農村では百姓一揆が、都市では打ちこわしがおこり、田沼は老中をやめさせられた。

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

- (1) 寛政の改革を行った人物はだれか。漢字で書け。
- (2) (1)の政治にあてはまるものを、次のア～エから 1 つ選べ。
- ア 極端な動物愛護令をだした。
- イ 豊作・不作にかかわらず年貢の率を一定にした。
- ウ 長崎貿易を制限した。
- エ 旗本・御家人の商人からの借金を帳消しにした。

[解答欄]

(1) 松平定信	(2) エ
----------	-------

[解説]

1787年 松平定信 の 寛政の改革 ・農民を農村へ帰す。困米 ・旗本御家人の借金を帳消しにした ・朱子学以外の学問の禁止
--

田沼意次にかわって 1787 年に老中になったのは白河藩の藩主であった松平定信である。

松平定信はつぎのような寛政の改革を行った。

- ①農民の都市へのかせぎを禁止し、江戸などに出てきていた農民を農村に帰した。
- ②凶作やききんに備えるため、農村に倉を設けて米を蓄えさせた(困米)。
- ③旗本や御家人の生活難を救うため、金融業を営んでいた札差からの借金を帳消しにした。
- ④昌平坂学問所では、朱子学を公認の学問として他の学問を禁止した。
- ⑤出版物の内容まできびしい統制をくわえた。

しかし、この改革は十分な効果を上げることができず、きびしい統制や儉約の強要は民衆の反発を生んだ。

[問題 7]

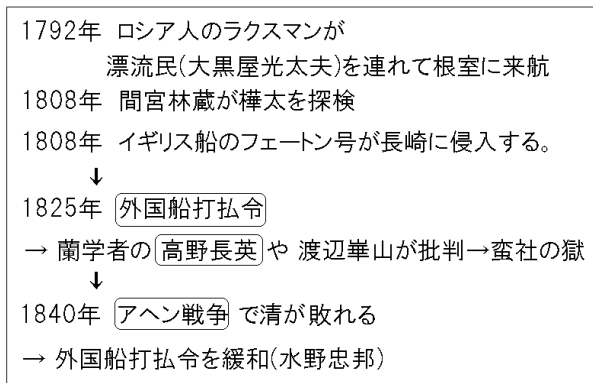
文中の()に適語を入れよ。

18 世紀末頃から日本の沿岸にロシア、イギリス、アメリカの船が現れるようになったが、幕府は 1825 年に(①)令を出した。(②)学を通じて世界の動きに目を向けていた(③)や渡辺崋山は(①) 令の無謀さを説き、幕府を批判し、処罰された。しかし、1840 年に起こった(④)戦争で清がイギリスに敗れたことが伝わると、老中(⑤)は(①)令を緩和した。

[解答欄]

①外国船打払(異国船打払)	②蘭	③高野長英	④アヘン	⑤水野忠邦
---------------	----	-------	------	-------

[解説]



18 世紀末頃から日本の沿岸にロシア、イギリス、アメリカの船が現れるようになった。

1792 年、ロシアのラクスマンが、漂流民の大黒屋光太夫を連れて根室に来航し通商を求めたが、幕府はこれを断わった。ロシアの接近を警戒した幕府は、間宮林蔵らに命じて、蝦夷地や樺太を探検させた。さらに、1808 年には、イギリスの軍艦フェートン号が当時敵国であったオランダ船を追って長崎に侵入する事件が起こった。その後もイギリス船やアメリカ船が日本近海に出没し、薪水・食料などを強要することが多くなった。

これに対処するため、幕府は 1825 年に外国船打払令(異国船打払令)を出した。

蘭学を通じて世界の動きに目を向けていた高野長英や渡辺崋山は外国船打払令の無謀さを説き、幕府を批判し、処罰された。(蛮社の獄)

しかし、1840 年に起こったアヘン戦争で清がイギリスに敗れ、南京条約という不平等条約を結んだことが伝わると、水野忠邦は外国船打払令(異国船打払令)を緩和した。

[問題 8]

次の文を読んで、あとの各問いに答えなさい。

- (1) 19 世紀前半に行われた政治改革では株仲間が解散された。この政治改革を何とといいますか。
- (2) (1)の改革を行ったのはだれですか。
- (3) (1)の改革の少し前、幕府の役人であった人物が、ききんで苦しむ人々を救うため大阪で乱をおこした。この乱を何とといいますか。

[解答欄]

(1) 天保の改革	(2) 水野忠邦	(3) 大塩の乱
-----------	----------	----------

[解説]

1830年代 天保のききん
1837年 大阪で、大塩の乱（大塩平八郎） （もと大阪町奉行所の役人，陽明学者）
1841年 水野忠邦が老中→天保の改革
・農民が江戸に出稼ぎにくるのを禁止
・株仲間を解散
・江戸・大阪周辺を幕府の領地にしようとした →大名や旗本の反対→失敗

1830 年代、天保のききんが全国をおおい、百姓一揆と打ちこわしが頻発した。1837 年、もと大阪町奉行所の役人で、儒学の中の陽明学の学者であった大塩平八郎はききんで苦しむ人々を救うため、大阪で乱をおこした

陽明学は「世の中の矛盾を知るだけでは何の価値もなく、行動を起こすことが大切である」という「知行合一」を重視する革命の理論という一面をもっていた。

1841 年に老中水野忠邦は天保の改革を始めた。

倭約令を出し、農民が江戸に出稼ぎにくるのを禁止し、物価を下げるために株仲間を解散させたが、江戸・大阪周辺の農村を幕府の領地にしようとしたことで、大名や旗本の反対にあい、改革はわずか2年で失敗に終わった。